

三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十九年三月二十八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第四十号

三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例

三重県警察職員定員条例（昭和三十二年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「一、七八四人」を「一、七九三人」に、「九三二人」を「九三八人」に、「三、〇六四人」を「三、〇七九人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

○三重県警察職員定員条例

三重県警察職員定員条例

昭和二十二年三月三十日

三重県条例第十一号

改正	昭和三四年	三月一七日	三重県条例第九号	昭和三五年	四月一日	三重県条例第一号
	昭和三五年	二月二六日	三重県条例第六号	昭和三六年	三月三十一日	三重県条例第一号
	昭和三七年	三月三十一日	三重県条例第一四号	昭和三七年	一月十三日	三重県条例第五号
	昭和三八年	三月八日	三重県条例第一六号	昭和三八年	四月一日	三重県条例第二号
	昭和三八年	七月二〇日	三重県条例第三六号	昭和三九年	四月一日	三重県条例第六号
	昭和四〇年	四月一日	三重県条例第三〇号	昭和四一年	四月一日	三重県条例第七号
	昭和四二年	三月三十一日	三重県条例第一三号	昭和四三年	三月二十九日	三重県条例第一号
	昭和四四年	三月二八日	三重県条例第二八号	昭和四五年	三月二七日	三重県条例第一号
	昭和四五年	七月三日	三重県条例第二二号	昭和四六年	七月二七日	三重県条例第二号
	昭和四七年	三月三十一日	三重県条例第二二号	昭和四八年	三月三〇日	三重県条例第二号
	昭和四九年	三月二十九日	三重県条例第二六号	昭和五〇年	三月七日	三重県条例第一号
	昭和五一年	三月二十九日	三重県条例第四一號	昭和五二年	三月二八日	三重県条例第二号
	昭和五三年	三月二七日	三重県条例第二四号	昭和五四年	三月十三日	三重県条例第一号
	昭和五五年	三月三十一日	三重県条例第二七号	昭和五六年	三月二八日	三重県条例第二号
	昭和五七年	三月二十九日	三重県条例第一八号	昭和五八年	三月八日	三重県条例第一号
	昭和五九年	三月二十九日	三重県条例第一六号	昭和六一年	三月三十一日	三重県条例第三号
	昭和六三年	三月二十九日	三重県条例第二〇号	平成三年	九月二七日	三重県条例第二号
	平成四年	三月二七日	三重県条例第九号	平成四年	二月二四日	三重県条例第三号
	平成五年	三月二六日	三重県条例第三号	平成六年	三月二十九日	三重県条例第七号
	平成七年	三月一五日	三重県条例第一〇号	平成八年	三月二七日	三重県条例第七号
	平成九年	三月二五日	三重県条例第四号	平成一〇年	三月二七日	三重県条例第九号
	平成一二年	三月二四日	三重県条例第五六号	平成一三年	二月二五日	三重県条例第六号
	平成一四年	三月二六日	三重県条例第三八号	平成一五年	三月一七日	三重県条例第三号

号 ○号  
 平成一六年 三月二三日三重県条例第三七号 平成一七年 三月二八日三重県条例第三  
 号 二号  
 平成一八年 三月二八日三重県条例第四〇号 平成一九年 三月二〇日三重県条例第二  
 号 七号  
 平成二一年 三月二五日三重県条例第二九号 平成二二年 三月二九日三重県条例第一  
 号 七号  
 平成二三年 三月二三日三重県条例第二三三号 平成二四年 三月二七日三重県条例第四  
 号 ○号  
 平成二五年 三月二九日三重県条例第五六号 平成二六年 二月二四日三重県条例第九  
 号 ○号  
 平成二七年 三月二七日三重県条例第三六号 平成二八年 三月二二日三重県条例第三  
 号 一号  
 平成二九年 三月二八日三重県条例第四〇  
 号

三重県警察職員定員条例をここに公布する。

三重県警察職員定員条例

警察職員の定数条例（昭和二十九年三重県条例第五十二号）の全部を改正する。

（定員）

第一条 三重県警察職員の定員は、次のとおりとする。

一 警察官

警視 一一三人

警部 二三五人

警部補及び巡査部長 一、七九三人

巡査 九三八人

計 三、〇七九人

二 警察官以外の職員 四〇四人

2 前項の警察官の定員には、警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含むものとする。

3 休職を命ぜられた職員、配偶者同行休業又は育児休業の承認を受けた職員、国又は他の地方公共団体等へ派遣を命ぜられた職員及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年三重県条例第六十六号）第二条第一項の規定による派遣を命ぜられた職員は、定員外とする。

4 第一項の規定にかかわらず、上位の階級の定員に欠員がある場合には、その欠員の数の範囲内でその定員を下位の階級の定員に流用することができる。

一部改正（昭和三四年条例九号・三五年一三号・六二号・三六年一二号・三七年一四号・五四号・三八年一六号・二二二号・三六号・三九年六七号・四〇年三〇号・四一年二七号・四二年一三号・四三年一四号・四四年二八号・四五年一六号・二二二号・四六年二八号・四七年二二二号・四八年二九号・四九年二六号・五〇年一九号・五一年四二号・五二年二三号・五三年二四号・五四年一九号・五五年二七号・五六年二二一、五七年一八号・五八年一二一、五九年一六号・六一年三二一、六二年二〇号・平成三年二九号・八年七号・一〇年九号・一二年五六号・一三年六六号・一四年三八号・一五年三〇号・一六年三七号・一七年三二二、一八年四〇号・一九年二七号・二一年二九号・二二年一七号・二三年四〇号・二四年四〇号・二五年五六号）

（組織別定員）

第二条 前条に規定する職員の組織別定員は、三重県公安委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和三十三年四月一日から施行する。

一部改正（平成四年条例三九号・八年七号・九年四号・一九年二十七号）

附 則（昭和三十四年三月十七日三重県条例第九号）

この条例は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十五年四月一日三重県条例第十三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十五年十二月二十六日三重県条例第六十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十六年三月三十一日三重県条例第十二号)

この条例は、昭和三十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十七年三月三十一日三重県条例第十四号)

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十七年十月十三日三重県条例第五十四号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十八年三月八日三重県条例第十六号)

この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十八年四月一日三重県条例第二十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十八年七月二十日三重県条例第三十六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十九年四月一日三重県条例第六十七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十年四月一日三重県条例第三十号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十一年四月一日三重県条例第二十七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十二年三月三十一日三重県条例第十三号)

この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十三年三月二十九日三重県条例第十四号)

この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十四年三月二十八日三重県条例第二十八号)

この条例は、昭和四十四年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四十五年三月二十七日三重県条例第十六号)

この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項第一号の改正規定は、規則で定める日から施行する。(昭和四十五年四月三重県規則第十七号で、同四十五年四月二十二日から施行)

附 則 (昭和四十五年七月三日三重県条例第二十二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十六年七月二十七日三重県条例第二十八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四十七年三月三十一日三重県条例第二十二号)

この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項第一号の改正規定は、規則で定める日から施行する。(昭和四十七年五月三重県規則第三十四号で、同四十七年五月一日から施行)

附 則 (昭和四十八年三月三十日三重県条例第二十九号)

この条例は、昭和四十八年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項第一号の改正規定は、規則で定める日から施行する。(昭和四十八年四月三重県規則第三十号で、同四十八年四月十二日から施行)

附 則 (昭和四十九年三月二十九日三重県条例第二十六号)

この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項第一号の改正規定は、規則で定める日から施行する。(昭和四十九年四月三重県規則第二十五号で、同四十九年四月十一日から施行)

附 則 (昭和五十年三月七日三重県条例第十九号)

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項第一号の改正規定は、規則

で定める日から施行する。(昭和五十年四月三重県規則第二十四号で、同五十年四月三日から施行)

附 則 (昭和五十一年三月二十九日三重県条例第四十一号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(昭和五十一年五月三重県規則第三十号で、同五十一年五月十日から施行)

附 則 (昭和五十二年三月二十八日三重県条例第二十三号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(昭和五十二年四月三重県規則第二十五号で、同五十二年四月十八日から施行)

附 則 (昭和五十三年三月二十七日三重県条例第二十四号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(昭和五十三年四月三重県規則第二十号で、同五十三年四月五日から施行)

附 則 (昭和五十四年三月十三日三重県条例第十九号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(昭和五十四年四月三重県規則第十九号で、同五十四年四月四日から施行)

附 則 (昭和五十五年三月三十一日三重県条例第二十七号)

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項第一号の改正規定は、規則で定める日から施行する。(昭和五十五年四月三重県規則第二十五号で、同五十五年四月五日から施行)

附 則 (昭和五十六年三月二十八日三重県条例第二十一号)

この条例は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項第一号の改正規定は、規則で定める日から施行する。(昭和五十六年四月三重県規則第三十六号で、同五十六年四月三日から施行)

附 則 (昭和五十七年三月二十九日三重県条例第十八号)

この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。ただし、第一条第一項第一号の改正規定は、規則で定める日から施行する。(昭和五十七年四月三重県規則第十七号で、同五十七年四月六日から施行)

附 則 (昭和五十八年三月十八日三重県条例第十二号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(昭和五十八年四月三重県規則第二十一号で、同五十八年四月五日から施行)

附 則 (昭和五十九年三月二十九日三重県条例第十六号)

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六十一年三月三十一日三重県条例第三十一号)

この条例は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六十三年三月二十九日三重県条例第二十号)

この条例は、規則で定める日から施行する。(昭和六十三年四月三重県規則第二十五号で、同六十三年四月八日から施行)

附 則 (平成三年九月二十七日三重県条例第二十九号)

改正	平成 四年 三月二七日三重県条例第九号	平成 四年 二月二四日三重県条例第三十九号
----	---------------------	-----------------------

この条例は、公布の日から施行する。

一部改正〔平成四年条例九号・三九号〕

附 則 (平成四年三月二十七日三重県条例第九号)

この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年十二月二十四日三重県条例第三十九号)

改正	平成 五年 三月二六日三重県条例第三号	平成 六年 三月二九日三重県条例第七号
	平成 七年 三月一五日三重県条例第一〇号	

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成八年三月三十一日までの間、改正後の三重県警察職員定員条例（以下「新条例」という。）第一条第一項第一号の適用については、次の表の上欄に掲げる警察官の階級の同表中欄に掲げる定員は、それぞれ同表下欄に掲げる定員とする。ただし、新条例附則第二項の規定により警察官以外の職員の定員を警察官の定員に振り替えた場合にあつては、同表中欄に掲げる定員は、それぞれ振替後の警察官の定員に基づき警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第七条に規定する階級別定員の基準により算出した人員とし、同表下欄に掲げる定員は、それぞれ振替後の警察官の定員に基づき同令附則第二十一項に規定する階級別定員の基準により算出した人員とする。

警視	一〇一人	九六人
警部	二〇八人	一九五人
警部補及び巡査部長	一、四四二人	一、三九三人
巡査	七五四人	八二二人

一部改正（平成五年条例三号・六年七号・七年一〇号）

- 3 三重県警察職員定員条例の一部を改正する条例（平成三年三重県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附則（平成五年三月二十六日三重県条例第三号）

この条例は、平成五年四月一日から施行する。

附則（平成六年三月二十九日三重県条例第七号）

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附則（平成七年三月十五日三重県条例第十号）

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附則（平成八年三月二十七日三重県条例第七号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成八年五月三重県規則第三十号で、同八年五月十一日から施行）

附則（平成九年三月二十五日三重県条例第四号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成九年四月三重県規則第百二十二号の二で、同九年四月一日から施行）

附則（平成十年三月二十七日三重県条例第九号）

この条例は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成十二年三月二十四日三重県条例第五十六号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成十三年十二月二十五日三重県条例第六十六号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。（後略）

附則（平成十四年三月二十六日三重県条例第三十八号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成十四年三月三重県規則第三十号で、同十四年四月一日から施行）

附則（平成十五年三月十七日三重県条例第三十号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成十五年三月三重県規則第四十一号で、同十五年四月一日から施行）

附則（平成十六年三月二十三日三重県条例第三十七号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成十六年三月三重県規則第十九号で、同十六年四月一日から施行）

附則（平成十七年三月二十八日三重県条例第三十二号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成十七年四月三重県規則第五十号で、同十七年四月一日から施行）

附則（平成十八年三月二十八日三重県条例第四十号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成十八年三月三重県規則第三十四号で、同十八年四月一日から施行）

附 則（平成十九年三月二十日三重県条例第二十七号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成十九年三月三重県規則第二十七号で、同十九年四月一日から施行）

附 則（平成二十一年三月二十五日三重県条例第二十九号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成二十一年三月三重県規則第三十三号で、同二十一年四月一日から施行）

附 則（平成二十二年三月二十九日三重県条例第十七号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成二十二年三月三重県規則第二十五号で、同二十二年四月一日から施行）

附 則（平成二十三年三月二十三日三重県条例第二十三号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成二十三年三月三重県規則第十二号で、同二十三年四月一日から施行）

附 則（平成二十四年三月二十七日三重県条例第四十号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十九日三重県条例第五十六号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年十二月二十四日三重県条例第九十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十七日三重県条例第三十六号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二二日三重県条例第三十一号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月二十八日三重県条例第四十号）

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

